

産業廃棄物処分業許可証

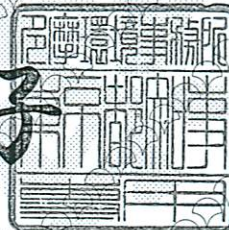
住所 東京都立川市若葉町三丁目71番地の1

氏名 毎床アドバンス株式会社
代表取締役 毎床 雄一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 7月 9日

許可の有効年月日 平成33年 7月 8日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕：廃プラスチック類（以上1種類）
溶融：廃プラスチック類（以上1種類）

2 事業の用に供する施設

施設住所：東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目3番15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	2.0t/日	—	平成13年6月7日	—	—
溶融	廃プラスチック類	0.2t/日	—	平成13年6月7日	—	—
	廃プラスチック類	0.2t/日	—	平成13年6月7日	—	—
	廃プラスチック類	0.2t/日	—	平成23年7月1日	—	—

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 7月 9日 新規許可
平成28年 7月 9日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)